

仕 様 書

教育委員会事務局 体育健康教育室
(担当：新谷、巽 電話：708-5323)

件 名	京都市立小学校3校の給食室から排出される産業廃棄物（汚泥及び廃油）の収集運搬
契 約 期 間	契約の日から令和7年10月31日
予 定 数 量	産業廃棄物収集運搬業務（汚泥、廃油）約2900
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市（以下、「発注者」という）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 業務の内容</p> <p>給食室から排出される産業廃棄物の運搬を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬の許可の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を持つ者であること。</p> <p>(2) 収集運搬の日程</p> <p>受託者は事前に発注者と調整のうえ、収集日程を決定すること。</p> <p>(3) 収集運搬の方法</p> <p>ア 廃棄物の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、対象施設への聞き取り、現地確認を行い、必要な人員を確保すること。</p> <p>イ 実施時には、現地職員の立会いのもと、その指示に従い、適切に行うこと。</p> <p>ウ 受託者は収集完了後、収集地点の清潔の保持を心掛けること。</p> <p>エ 収集した廃棄物は、株式会社京都環境保全公社（京都市伏見区横大路千両松町126番地）へ営業時間内（午後5時まで）に搬入すること。</p> <p>なお、荷姿45リットル以下のポリ容器での搬入に限ることとする。</p> <p>(4) 履行確認</p> <p>ア 受託者は、産業廃棄物を収集運搬した際には、受託者の負担においてマニフェストを用意し、学校の立会職員からマニフェストの交付を受けること。</p> <p>イ 受託者は、交付されたマニフェストに必要事項を記入の上、A票を学校の立会職員に手渡すこと。処分場に搬入後は、廃棄物の計量を行い、その重量をB1票の備考欄にその場で記入するか、計量証明となる書類を請求書と合わせて提出すること。</p> <p>ウ 処分場への運搬完了後、B2票を速やかに教育委員会体育健康教育室まで送付すること。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 本仕様書に明記の無い場合又は疑義が生じた場合においては、速やかに発注者と協議すること。</p> <p>(2) 受託者の取扱不備等により発注者の施設を損傷させたときは、受託者の責任において原状に復旧すること。</p>

(別紙)

学校	郵便番号	住所	予定数量(ℓ)
大藪小	601-8206	南区久世大藪町62	135
醍醐西小	601-1378	伏見区醍醐川久保町1	135
広沢小	616-8306	右京区嵯峨広沢西裏町25	20